

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の異議あり	「措置の内容」の異議あり	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の異議あり	「措置の内容」の異議あり	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の異議あり	「措置の内容」の異議あり	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0830010	200 公立養育所に於ける給食の外販入方式の容認等	学校教育法 附則は学校給食職員	学校給食法第36条の10において、義務教育学校に於ける給食の調理・配膳業務は、当該義務教育学校の専任職員に委嘱することとし、当該専任職員は、当該義務教育学校の校長の指揮監督の下に、当該給食業務に従事することとする。	2 関連提案	給食の外販入について、給食の調理・搬入を委託する場合は、学校給食センターを指定する必要がある。また、学校給食センターを指定する場合は、当該学校給食センターの設置及びこれを利用する条件について、当該義務教育学校の校長の同意を得なければならないこととする。	養育所の給食の献立作成や配膳に専任する栄養士の管理、養育所の業務にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効果的かつ効率的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを指定する場合は、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や調理業務の管理を行う栄養士が、当該義務教育学校の専任職員として配置されることとする。また、当該学校給食センターの設置及びこれを利用する条件については、当該義務教育学校の校長の同意を得なければならないこととする。また、当該学校給食センターの設置及びこれを利用する条件については、当該義務教育学校の校長の同意を得なければならないこととする。	D	—			D	—				D	—						2006000	200 公立養育所に於ける給食の外販入方式の容認等	大野町	心豊かな給食特区	認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省		